

大阪市
浄配水施設監視制御設備整備事業
落札者決定基準

令和6年7月
大阪市

目次

第1	総則	1
1	本書の位置付け	1
2	評価の基本的な考え方	1
第2	審査方式	2
第3	審査の枠組み	3
1	参加資格確認	3
2	提案書審査	3
3	事業者の選定方法	3
第4	落札者決定の手順	4
第5	参加資格確認	5
1	参加資格の確認	5
2	確認事項	5
第6	提案書審査	6
1	基礎審査	6
	(1) 技術提案書の確認	6
	(2) 技術対話	6
	(3) 要求水準の確認	6
	(4) 基礎審査の結果の通知	7
2	総合審査	7
	(1) 総合審査の考え方	7
	(2) 低入札価格調査	8
	(3) 提案書の作成	8
	(4) 技術評価点の算出	9
	(5) 検討会議における意見の聴取	10
	(6) 入札書の提出	10
	(7) 入札価格の確認	10
別表	提案項目と評価の視点	11

第1 総則

1 本書の位置付け

大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、大阪市（以下「市」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、「大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、市が本事業を実施することが適当と認める民間事業者を選定する方法及び評価方法等を示すものであり、「大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書」（以下「入札説明書」という。）と一体となるものである。

なお、落札者決定基準で用いる用語は、別段の定義がある場合を除き、入札説明書において示す用語の定義と同一の意味を持つものとする。

2 評価の基本的な考え方

市は、入札参加者の実績を勘案し、入札参加者が本事業の目的を十分に理解したうえで、大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業要求水準書、大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業モニタリング基本計画、大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業契約書（案）及び入札説明書等（以下「要求水準」という。）の各事項を満たすとともに、本事業は、計画・設計・施工・維持管理の一連の業務を一括して民間事業者に委ねることで、その技術的能力や創意工夫を最大限発揮できるようにすることにより、監視制御設備を円滑に更新整備するものであることから、本事業を着実に実施できる技術力を有する体制の構築と確保が可能な事業者の提案と入札価格とを総合的に評価する。

第2 審査方式

市は、本事業の事業者の選定については、経済性に配慮しつつ、工事品質を確保する必要があることから、価格と価格以外の要素（事業計画・安定性、事業者の施工能力、リスク管理計画、人材育成・環境負荷低減対策、セルフモニタリング、設計に関する事項、施工に関する事項、維持管理に関する事項、維持管理期間中の改造対応）を総合的かつ適正に評価し、価格と技術の両面から最も評価の高い者を落札者とする、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に定める総合評価一般競争入札方式により行う。

第3 審査の枠組み

審査は、「参加資格確認」と「提案書審査」の2段階に分けて実施する。

1 参加資格確認

参加資格確認においては、入札参加者の参加資格要件について確認する。

2 提案書審査

提案書審査においては、基礎審査及び総合審査の2段階により審査を行う。

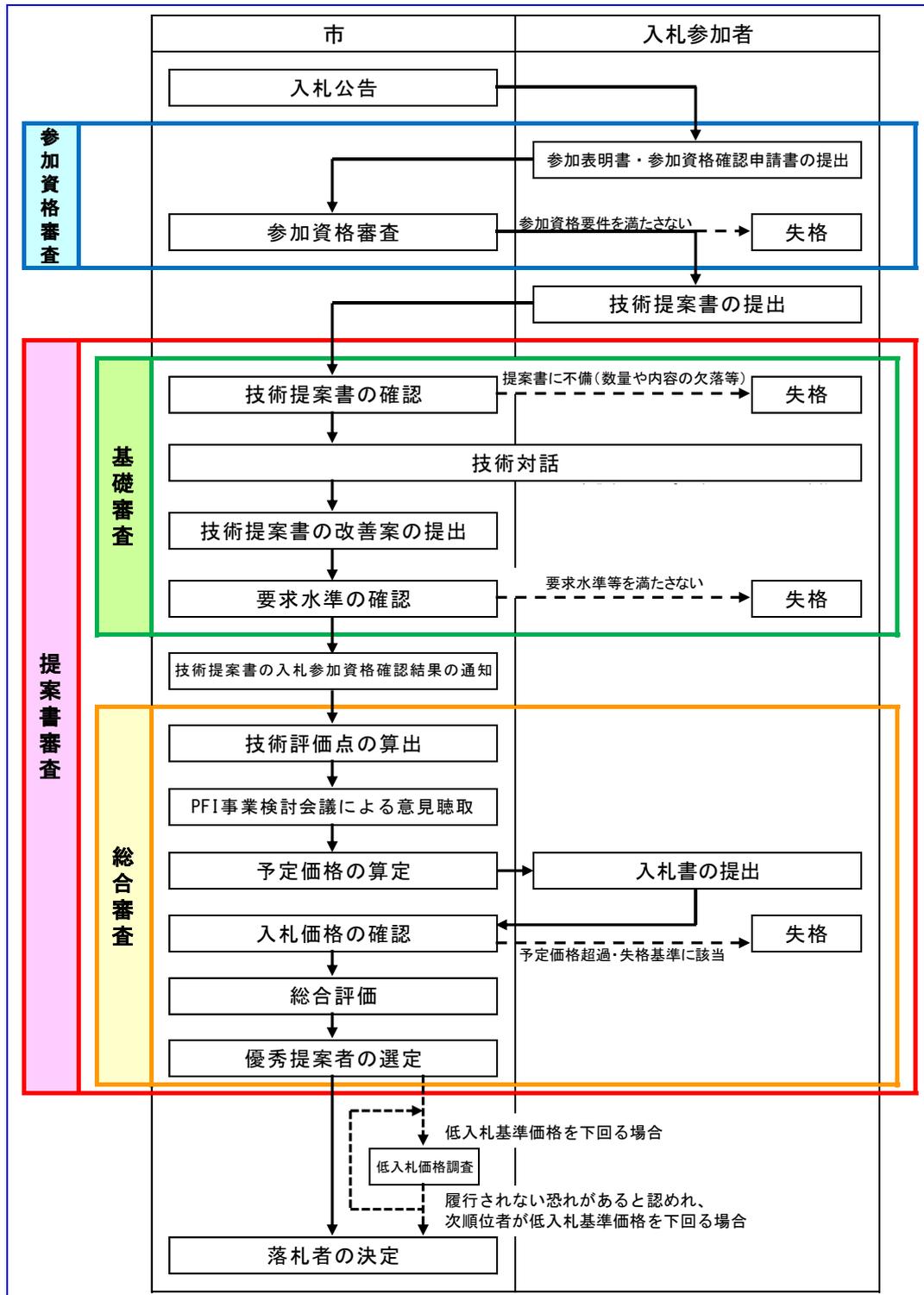
3 事業者の選定方法

提案書審査にあたっては、公平性及び透明性を確保するとともに、専門的知見及び評価の客観性を担保するため、市は、学識経験者等で構成される「大阪市PFI事業検討会議 大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業」（以下「検討会議」という。）の意見を踏まえたうえで、落札者を決定する。

検討会議は、市から提案内容の評価に関して説明（質疑応答を含む。）を受けたいと、市に対して事業者の選定等に係る意見を述べる。

第4 落札者決定の手順

本事業における落札者の決定は、次の手順で実施する。



<図1 落札者決定の手順>

第5 参加資格確認

1 参加資格の確認

市は、表1に示す参加資格確認書類において、入札参加者が入札説明書に記載した参加資格要件を満たしていることを確認し、その結果を代表企業に対して通知する。参加資格要件を満たしていない場合、当該入札参加者は失格とする。なお、参加資格要件の詳細は、入札説明書「第3-3(2) 入札参加者の参加資格要件」を参照すること。

2 確認事項

市は、参加資格確認において、表1のとおり、入札参加者の提出書類に関して各事項を確認する。

表1 参加資格確認の確認事項

確認事項	提出書類
入札参加者の構成 入札参加者の資格要件 入札参加者の実績要件	入札説明書第3-4-(3)一ウのとおり。

第6 提案書審査

1 基礎審査

(1) 技術提案書の確認

市は、表2に示す技術提案書に数量の不足や内容の欠落等、不備がないことを確認する。

技術提案書に不備がある場合（軽微な不備は除く。）、当該入札参加者は失格とする。

表2 基礎審査の確認事項

確認事項	提出書類
技術提案書の確認	【様式Ⅰ－1】技術提案書に関する誓約書
技術対話	【様式Ⅰ－2】要求水準に関する誓約書
要求水準の確認	【様式Ⅱ－1～Ⅱ－10】要求水準書に関する技術提案書 (添付書類含む) 【様式Ⅲ－1～Ⅲ－15】総合評価項目に関する技術提案書 (添付書類含む) 【様式Ⅳ－1～Ⅳ－3】参考見積書等

(2) 技術対話

技術対話は、提出された技術提案書について、発注者と入札参加者が要求水準の内容に関して共通の認識を持つことを目的に、要求水準及び総合評価に関する技術提案について説明を受け、提案内容の確認、改善に関する対話を行う。

発注者からは、要求要件や施工条件を満たさない事項について指摘し、実現性や安全性等を確認するための不足資料の提出の要請、技術提案書の改善の要請を行う。

改善案の提出は、発注者が指摘した事項で提出者が応じる場合、及び提出者自らによる改善提案で発注者が同意した事項とする。

なお、入札参加者は提案内容を説明する際、入札参加者又は構成する企業もしくは協力会社の名称及び名称を類推できるものを使用してはならない。

技術対話の実施方法、日時、場所等の詳細は、市より別途通知する。

(3) 要求水準の確認

市は、入札参加者から提案された技術提案書の内容について、要求水準を満たしていることを確認する。提案書の内容が、明らかに要求水準を満たさない場合、当該入札参加者は失格とする。

(4) 基礎審査の結果の通知

市は、技術提案書及び要求水準を確認した結果をとりまとめ、基礎審査の結果として代表企業に対して通知する。

基礎審査のいずれかの要件を満たさない場合、当該入札参加者は失格とする。

2 総合審査

(1) 総合審査の考え方

提出された技術提案書のうち技術審査に適合したものの中から、本市が確保している予算の範囲内で、総合評価項目に関する最も技術評価点の高い技術提案書を選定し、それに基づく参考見積書等を活用して、予定価格を算定する。

なお、予定価格算定に用いる積算基準は、「令和5年度版水道事業実務必携」、「下水道用設計積算要領-ポンプ場、処理場施設（機械・電気設備）編-2022年版」、「水道施設維持管理積算要領（平成30年12月）」等を適用する。

その後、入札参加者より提出される入札価格について、予定価格の制限の範囲内の価格で価格による失格基準以上の入札価格にあるもののうち、入札価格と技術評価点を算定式（除算方式）にあてはめて評価値を算定する。

なお、総合審査は、市において行い、提案内容を審査する技術評価に際しては、検討会議のメンバーから意見を聴取する。

技術評価については、「(4) 技術評価点の算出」に従って得点化を行い、技術評価点とする。

技術評価点と入札価格を算定式に基づき算出したものを評価値とし、評価値が最も高い提案を行った入札参加者を、落札候補者として選定する。

なお、同じ評価値の者が2者以上あるときは、くじにより順位を決定する。（大阪市電子調達システムの手法による）

但し、評価値と技術評価点が同じで入札価格が異なる場合は、くじによらず入札価格が低いものを落札者とする。

[除算方式]

$$\begin{aligned}\text{評価値} &= \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times 100,000,000 \\ &= \frac{\text{標準点(100点)} + \text{加算点}}{\text{入札価格}} \times 100,000,000\end{aligned}$$

本市が示した要求水準をすべて満たしている場合に、標準点として100点を付与する。

ただし、①入札価格は、消費税及び地方消費税を除いた価格とする。

②評価値は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

③入札者の入札価格が調査基準価格を下回った場合、次のとおりとする。

入札価格が調査基準価格を下回った場合

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{調査基準価格} + (\text{調査基準価格} - \text{入札価格})} \times 100,000,000$$

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点(100点)} + \text{加算点}}{\text{調査基準価格} + (\text{調査基準価格} - \text{入札価格})} \times 100,000,000$$

(2) 低入札価格調査

落札となるべき入札が、低入札価格調査基準価格を下回る入札である場合は、低入札価格調査を行うものとし、市は、落札候補者に対して根拠資料の提出を求める。落札候補者は、市の指示に従わなければならない。

なお、低入札価格調査の詳細は、入札説明書「第3-7-(12) 低入札価格調査」を参照すること。

(3) 提案書の作成

ア 提案方法

入札参加者は、要求水準の各事項を満たしたうえで、作成要領及び様式集に則り、本事業を効率的に遂行できる具体的な実現方法、本事業の事業期間全体の事業計画、設計、施工及び維持管理の各体制及び計画等、これらの根拠等を示した提案書を作成し、市に提出する。

イ 留意事項

(ア) 明確な表現について

別表の各提案項目については、事業期間中にその実施の可否を客観的かつ一義的に判断できるようにするため、入札参加者は、その実施を保証するか否かを明確な表現をもって記載すること※。

※ 例えば、文脈上別意に解すべき場合を除き、「実施する」、「行う」、「対応する」等の表現は、実施を保証する表現と判断し、「めざす」、「検討する」等の表現は、実施を保証する表現とは判断しない。

(イ) その他

市へ提出する提案書について、入札参加者の名称(構成企業等の名称を指す。)は、正本のみに記載し、それ以外については、入札参加者の名称及び名称を類推できるもの(ロゴマークの使用等を含む。以下同じ。)を記載してはならない。

本審査参加者以外の、協力会社の名称及び名称を類推できるものも同様とする。

(4) 技術評価点の算出

本事業の実施体制及び技術等に関する提案内容について、別表の提案項目ごとに挙げた評価の視点を考慮し、その程度に応じて表3及び表4に基づき評価を行う。なお、評価時に要求水準を満たさないことが判明した場合、当該入札参加者は失格とする。

表3 評価基準(「維持管理期間中の改造対応」以外の項目)

評価	評価内容	評価基準
A	・当該評価項目において特に優れている。	配点×1.00
B	・当該評価項目において優れている。	配点×0.50
C	・当該評価項目において優れているとは認められない。	配点×0.00

表4 「維持管理期間中の改造対応」の評価基準

評価基準	
加算点	$= \frac{\text{標準点 (100 点)}}{\text{予定価格 (億円)}} \times \text{提案値の平均との差 (億円)}$
<p>※点数は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。</p> <p>※点数上限は8点とする。</p> <p>※提案値が平均以上の値の場合、加算点は0点とする。</p>	

(5) 検討会議における意見の聴取

市は、技術評価点の算出結果について、検討会議に対して説明を行い、検討会議のメンバーから、提案内容の評価に関する意見を聴取する。

(6) 入札書の提出

入札参加者は、提示した技術提案内容に基づき、入札書の提出を行う。
 なお、具体的な入札に関する手続きについては、入札説明書に示す。

(7) 入札価格の確認

市は、開札を行い、入札価格が予定価格を超えていないこと、及び入札説明書「第3-7-(13)」に定める価格による失格基準に該当しないことを確認する。入札価格が予定価格を超える場合又は価格による失格基準に該当する場合、当該入札参加者は失格とする。なお、本入札については、入札参加者が1者であった場合でも執行するものとする。また、全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超える場合（落札候補者がいないと判断された場合）は、再度入札を行う場合がある。

別表 提案項目と評価の視点

提案項目		評価の視点	配点
1 事業全体に関する事項			
(1) 事業計画、安定性			
ア 事業実施の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○本事業の課題・目的等が深く理解されており、事業への取り組み方針・姿勢等が優れているか。 ○市民連携の趣旨を的確に捉えており、優れた提案がなされているか。 ○本事業における課題を的確に捉え、それらに対する具体的な対応策が示されており、かつ信頼性・確実性・持続性等の面で優れているか。 	2点	
イ 実施体制及び構成企業の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ○本事業を実施する体制が、各業務を確実かつ効率的に実施できる体制となっているか。 ○各責任者の配置を通じ、各業務を一元的に調整しつつ、事業者が責任をもって業務を安定的に執行する体制となっているか。 ○設計業務の体制は、市との連携に配慮しつつ、円滑な執行が見込まれるものであり、照査の方法と体制は、高い設計品質管理を実現できるものとなっているか。 ○施工業務の体制は、各事業対象設備の更新に対して浄水施設運用へ影響を生じさせないものであり、かつ円滑な業務の執行が見込まれるものとなっているか。 ○維持管理業務の体制は、緊急時対応も含め、安定的な保守点検体制となっているか。 		
(2) 事業者の施工能力			
ア 企業（JV及びSPCの場合は代表企業）の施工能力	<ul style="list-style-type: none"> ○下記項目について、企業（JV及びSPCの場合は代表企業）の実績を評価する。 ・平成31年度から令和5年度の本市発注工事の上下水道施設工事（水道施設に係る電気設備工事に限る）における優良成績認定事業者表彰または優良成績認定の有無 ・平成31年度から令和5年度内に工事期間が設定されている本市発注工事の上下水道施設工事（水道施設に係る電気設備工事に限る）における工事成績評定点の最高値 ・昨年度（令和5年度）に工事成績評定が65点未満のもの有無 	4点	
イ 配置予定技術者の技術力	<ul style="list-style-type: none"> ○下記項目について、配置予定技術者の実績を評価する。 ・本事業における配置予定技術者について、平成20年度から令和5年度の間工事期間が設定されている同種工事（上下水道または工業用水道の浄水場における処理能力10万m³/日以上以上の施設全体に係る監視制御設備工事）において監理技術者、主任技術者、特例監理技術者または現場代理人（工事に携わる段階で、監理技術者に必要な国家資格等を有していた場合）として従事した元請施工の実績（本市以外の実績を含む） ・本事業における配置予定技術者について、平成31年度から令和5年度内に工事期間が設定されている本市発注工事の上下水道施設工事（水道施設に係る電気設備工事に限る）において監理技術者、主任技術者、特例監理技術者または現場代理人（工事に携わる段階で、監理技術者に必要な国家資格等を有していた場合）として従事した工事の成績の最高値 ○配置予定技術者の技術力が設計施工期間を通じて確保されるよう、配置水準が定められているか。 		
(3) リスク管理計画			
ア 収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ○収支計画が、技術提案で示された事業計画における各年度予定業務量と事業費が整合しており、事業期間を通じて妥当なものとなっているか。 	2点	
イ 経営リスクへの対応（資金調達等）	<ul style="list-style-type: none"> ○財務の健全性・安定性の確保について、事業者リスクとする物価変動の範囲設定が適切であり、かつ事業資金の不足、業務履行にかかる違約金・損害発生等への対応等、PFI事業者の破綻回避の観点から、優れた提案がなされているか。 		
(4) 人材育成、環境負荷低減対策			
ア 従事者の人材育成と技術力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○施工や維持管理期間における業務従事者の能力の維持向上のための事業者内における継続教育、技術継承、安全管理等に関する有効かつ具体的な提案を評価する。 ○水運用の視察を担う中核設備の更新という本事業の技術的な特性を踏まえて、着実に業務の履行ができるよう、事業者の技術力の確保に向けた有効な取組方針が示されているか。 	2点	
イ 環境負荷低減対策	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギー・省資源・廃棄物の減量等の環境対策に努める方針が示されているか。 		
(5) セルフモニタリング			
ア 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○全体方針、実施体制、体制図、責任者は、要求水準の達成状況を確認するために、合理的かつ確実なものとなっているか。 ○セルフモニタリングに関する実施方法の実効性は高いか。 ○市の負担を軽減し、業務の品質を向上させるような、モニタリング方法の提案がなされているか。 ○外部の視点による内容確認等、客観性確保の観点に記載されているか。 	2点	
イ 実施方法等	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者の財務状況、施設設備、サービス水準の維持・向上等に関するセルフモニタリングに対する実施内容・体制、市が実施するモニタリングに対する協力・報告内容について、優れた提案がなされているか。 ○実施方法について、PDCAサイクルが効果的かつ自主的に機能するものとなっているか。 ○事業の進捗管理の方法、進捗遅延に対する予防策や対応策が、具体的に示されており、効果が期待できるものとなっているか。 ○要求水準未達時の是正措置への対応方法が具体的に示されており、適正かつ速やかなものとなっているか。 		
2 設計・施工に関する事項			
(1) 設計及び施工に関する事項			
ア 設計に関する創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> ○下記項目について、市への効果が認められる具体的かつ効果的な技術を評価する。提案内容の評価を行う際の優先順位は下記に示すとおりとする。 ①運転管理の効率化 ②システム、電線の信頼性向上 ③DXに資する先進技術 ④水運用の省エネルギーに資する技術 ⑤当局職員の人材育成 	10点	
イ 施工に関する創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> ○下記項目について、市への効果が認められる具体的かつ効果的な技術を評価する。 ・品質確保を踏まえた、システムの効率的な切替計画 ・システム切替における、市の業務負荷軽減に向けた取り組み ・緊急時（災害及び運用中のトラブル発生等）における事業者のバックアップ体制や緊急対応 	6点	

提案項目		評価の視点	配点																										
大	中	小																											
3 維持管理に関する事項																													
(1) 維持管理に関する事項																													
ア	維持管理に関する創意工夫	<p>○下記項目について、市への効果が認められる具体的かつ効果的な技術を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンテナンス性の向上について ・故障等発生時の緊急対応について ・維持管理期間終了後、5年間の継続運用に要する維持管理内容について 	6点																										
(2) 維持管理期間中の改造対応																													
ア	機能追加に要するコスト	<p>○維持管理期間中等に本市が行う負荷設備の変更などに伴って必要となるシステム改造費用を評価する。</p> <p>○評価は、着札者決定基準に示す評価基準(計算式)に基づき行う。</p> <p>○着札者決定基準に示す評価基準の「提案値」は、下記の表に示す具体的な評価項目ごとに事業者から提案される「信号1点あたりの改造単価」に対して、本市が提案書作成要領の様式集に記載する想定内容に乗じた費用を分類項目毎※に集計したものをを用いて算定を行う。</p> <p>※分類項目は下記のとおりとする。</p> <p>分類1:大規模なシステム改造(入出力信号の変更が400点以上)</p> <p>分類2:中規模なシステム改造(入出力信号の変更が21点~399点)</p> <p>分類3:小規模なシステム改造(入出力信号の変更が20点以下)</p> <p>分類4:入出力信号の変更を伴わない制御機能の追加改造及び監視システムの改造</p> <p>表:機能追加に要するコストの評価項目一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>評価項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">大規模なシステム改造 (入出力信号の変更が400点以上)</td> <td>制御機能の追加(新規)</td> </tr> <tr> <td>既設制御機能の変更</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中規模なシステム改造 (入出力信号の変更が21点~399点)</td> <td>制御機能の追加(新規)</td> </tr> <tr> <td>既設制御機能の変更</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小規模なシステム改造 (入出力信号の変更が20点以下)</td> <td>制御機能の追加(新規)</td> </tr> <tr> <td>既設制御機能の変更</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配水管理設備Ⅰ</td> <td rowspan="2">監視項目のみ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配水管理設備Ⅱ</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">入出力信号の変更を伴わない制御機能の追加改造</td> <td>機種の変更(1枚あたり)</td> </tr> <tr> <td>VDT監視画面の変更(1枚あたり)</td> </tr> <tr> <td>プロセス診断機能追加(1項目)</td> </tr> <tr> <td>水運用機能の変更(水運用システム) (1変更あたり)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総合水運用システム</td> <td>プロセス診断機能の改造(水運用システム) (1項目あたり)</td> </tr> <tr> <td>ITV監視機能の改造 (信号追加(ITV設備含む))</td> </tr> <tr> <td>配水情報システム</td> <td>VDT、機種機能の変更(全システム共通) (1枚あたり)</td> </tr> <tr> <td>水質情報システム</td> <td>信号項目の追加(全システム共通) (20点以下、1回あたり)</td> </tr> </tbody> </table>	対象	評価項目	大規模なシステム改造 (入出力信号の変更が400点以上)	制御機能の追加(新規)	既設制御機能の変更	中規模なシステム改造 (入出力信号の変更が21点~399点)	制御機能の追加(新規)	既設制御機能の変更	小規模なシステム改造 (入出力信号の変更が20点以下)	制御機能の追加(新規)	既設制御機能の変更	配水管理設備Ⅰ	監視項目のみ	配水管理設備Ⅱ	入出力信号の変更を伴わない制御機能の追加改造	機種の変更(1枚あたり)	VDT監視画面の変更(1枚あたり)	プロセス診断機能追加(1項目)	水運用機能の変更(水運用システム) (1変更あたり)	総合水運用システム	プロセス診断機能の改造(水運用システム) (1項目あたり)	ITV監視機能の改造 (信号追加(ITV設備含む))	配水情報システム	VDT、機種機能の変更(全システム共通) (1枚あたり)	水質情報システム	信号項目の追加(全システム共通) (20点以下、1回あたり)	8点
対象	評価項目																												
大規模なシステム改造 (入出力信号の変更が400点以上)	制御機能の追加(新規)																												
	既設制御機能の変更																												
	中規模なシステム改造 (入出力信号の変更が21点~399点)	制御機能の追加(新規)																											
		既設制御機能の変更																											
小規模なシステム改造 (入出力信号の変更が20点以下)	制御機能の追加(新規)																												
	既設制御機能の変更																												
配水管理設備Ⅰ	監視項目のみ																												
		配水管理設備Ⅱ																											
入出力信号の変更を伴わない制御機能の追加改造	機種の変更(1枚あたり)																												
	VDT監視画面の変更(1枚あたり)																												
	プロセス診断機能追加(1項目)																												
	水運用機能の変更(水運用システム) (1変更あたり)																												
総合水運用システム	プロセス診断機能の改造(水運用システム) (1項目あたり)																												
	ITV監視機能の改造 (信号追加(ITV設備含む))																												
配水情報システム	VDT、機種機能の変更(全システム共通) (1枚あたり)																												
水質情報システム	信号項目の追加(全システム共通) (20点以下、1回あたり)																												
合 計			42点																										